

## 開発協力大綱の下での

### 我が国政府開発援助等の在り方に関する決議

#### — ODA等に関する特別委員会は新大綱をどう見たのか —

第一特別調査室 和喜多 裕一

#### 1. はじめに

参議院はこれまで、二院制の下で独自性を高めるため、決算審査の充実等の観点から、政府開発援助（ODA）予算の適正な執行を始め、ODAをめぐる諸問題に対して積極的に取り組んできた<sup>1</sup>。具体的な取組としては、ODAに関する議員調査団の海外派遣（平成16（2004）年開始）<sup>2</sup>、「政府開発援助等に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）の設置（平成18（2006）年、第164回国会）などが挙げられる。

前述のように、歴史を振り返れば、ODAに対する参議院の積極的な関与は、参議院改革の一環として打ち出された決算審査の充実が一つの契機となっている<sup>3</sup>。しかし、その後の特別委員会は、ODA予算の委嘱審査、ODAに関する諸課題に対する政府や有識者に対する質疑、海外派遣調査団からの報告聴取及び質疑などを通じて、ODA政策の将来的な在り方に対する提言を行うなど、幅広い活動を積極的に展開している<sup>4</sup>。

そのような中、政府は、平成27（2015）年2月10日、ODA政策の理念や原則などを定めた「ODA大綱」（以下「旧大綱」という。）を12年ぶりに改定し、新たに「開発協力大綱」（以下「新大綱」という。）を閣議決定した。特別委員会では、我が国ODAが平成26（2014）年10月に60周年の節目<sup>5</sup>を迎えたことも念頭に、新大綱の決定を機に、今後の我が国ODA等の在り方について決議を行うべきとの機運が高まった。そこで、特別委員会は、第189回国会において、新大綱の下での我が国ODA等の在り方を議題とし、岸田外務大臣出席の下で対政府質疑を行ったほか、学識経験者、NGO、民間企業、駐日国際機関代表者など5名の参考人から意見聴取を行い、あわせて質疑を行うなど、新大綱の運用の在り方等について議論を深めた。その上で、平成27年6月19日、特別委員会は、「開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議」（以下「決議」という。）

<sup>1</sup> 〈[http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/tokubetu\\_katudo.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/tokubetu_katudo.html)〉（平27.8.19 最終アクセス）

<sup>2</sup> これまでの11年間で、延べ173名の参議院議員が、計41班、延べ106の国・地域に派遣されている。

<sup>3</sup> ODA海外調査等を提起した参議院改革協議会報告書（平成15（2003）年7月）以前の参議院のODAに対する取組としては、平成元年6月に外交・総合安全保障に関する調査会が報告書で示した7項目の合意事項及び当該合意事項も踏まえた本会議（平元.6.22）における「国際開発協力に関する決議」などが挙げられる。

<sup>4</sup> 平成19（2007）年6月13日に調査報告書（中間報告）の形で7項目の提言「新たな国際援助の在り方に向けて」を行ったほか、平成20（2008）年5月16日には「G8北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議」、平成23（2011）年7月27日には「政府開発援助の持続的な推進を求める決議」、さらに平成25（2013）年5月22日には「第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議」をそれぞれ行った。

<sup>5</sup> 我が国は、昭和29（1954）年10月6日にコロンボ・プラン加盟の閣議決定を行い、ODAを開始している。

を全会一致により議決した（次頁参照）。

本稿では、決議内容の理解に資する観点から、項目ごとに新大綱の関連箇所について簡単に説明した上で、そのベースとなった特別委員会における議論を紹介していきたい。

## 2. 新大綱決定の背景とポイント

決議は、政府が新大綱の下でODA等を実施していく際に、特に留意すべき事項を挙げ、それに対する特別委員会としての考え方を明らかにしたものである。そこで、決議の内容に入る前に、そもそも、なぜ新大綱の策定が必要となったのか、また、内容面のポイントは何なのかについて、外務省の認識を確認しておくこととする<sup>6</sup>。

まず、新大綱が必要となった背景について、外務省は①ODAが対峙する開発課題の多様化、複雑化、広範化により、開発協力の地平が拡大したこと、②途上国の開発にとって、ODA以外の資金や活動の役割が増大し、連携の必要性が高まっていること、③グローバル化の進展により、途上国と共に国際社会の平和、安定、繁栄を作っていく必要性が増大していること、の3点を挙げ、このような変化に適切に対処するため、従来のODA大綱を見直し、名称も改めた新大綱を作成したとしている。

次に、新大綱のポイントとしては、以下の4点が挙げられている。一つ目は、我が国の開発協力の理念を明確化したことである。具体的には、軍事的用途への使用を回避した平和国家としての非軍事的協力、人間の安全保障、途上国との対等なパートナーシップとしての協働などを打ち出している。二つ目は、ポスト2015年開発アジェンダ（ポストMDGs）<sup>7</sup>に向けた新しい時代の開発協力の推進である。ここでは、包摂性、持続可能性、強靱性を備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、開発の基盤としての普遍的価値の共有、平和・安全な社会の構築、特別な脆弱性を抱える卒業国や「中所得国の罌」<sup>8</sup>への対応などを挙げている。三つ目は、触媒としての開発協力という考え方の下、民間企業、地方自治体、NGO／市民社会などとの連携を進めることである。最後に、四つ目として、包摂的で公正な開発を目指して、多様な主体の開発への参画実現をうたっている。

新大綱のポイントとされる項目は、従来のODA大綱においても何らかの形で言及がなされているものが少なくない。その意味で新大綱は、従来の大綱の基本的な枠組みを維持しつつ、我が国ODAをこれまでの伝統の上に発展させていくことを意図したものとなっている。一方、新大綱決定の背景として挙げられた事情に対応するため、非軍事的協力や官民連携などの部分では、従来と比較して踏み込んだ記述もなされている。この点については、新大綱原案の公表（平成26（2014）年10月29日）、さらには、それ以前に有識者懇談会報告書<sup>9</sup>がその方向性を打ち出した時点から議論を呼んでいた<sup>10</sup>。

<sup>6</sup> 外務省国際協力局「開発協力大綱の決定」（平成27年2月）に基づく。詳細は以下を参照。  
〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067687.pdf>〉（平27.8.19 最終アクセス）

<sup>7</sup> 国連ミレニアム開発目標（MDGs）が2015年に達成期限を迎えることから、国際社会ではそれ以降の国際的な開発目標の策定をめぐって議論が進められており、2015年秋の国連総会での決定を目指している。なお、MDGsについては、注17を参照。

<sup>8</sup> 多くの開発途上国において、経済発展により一人当たりGDPが中程度の水準に達した後、経済構造の変化と発展パターンとの調整が円滑に行えず、成長率の低下や長期間の低迷が続く状況が見られることを指す。

<sup>9</sup> ODA大綱の見直しに向けて、岸田外務大臣は、平成26（2014）年3月28日、「ODA大綱見直しに関する

## 開発協力大綱の下での我が国政府開発援助等の在り方に関する決議

昭和二十九年十月、我が国はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、政府開発援助（ODA）を開始して以来、これまで六十年の歴史を積み重ねてきた。この間、戦後復興と高度経済成長を成し遂げ、世界の主要国となった我が国は、国際的に期待される役割を踏まえつつ、その歴史的経験もいかした特色あるODAの実施を通じて多様化する途上国の開発課題の解決に取り組むことにより、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に取り組んできた。ODAの役割や予算額の増大に伴い、ODA政策の理念や原則を明確化すべきとの議論が国会等において高まり、平成四年に初めてのODA大綱が閣議決定され、平成十五年にはその改定が行われた。これらの取組により、人間の安全保障の視点、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避、途上国の自助努力と自立支援といった我が国ODA政策の骨格が形作られてきた。

そのような中、冷戦終結後の国際情勢の変化、グローバル化の一層の進展などに伴い、開発課題が多様化、複雑化、広範化するとともに、開発協力においてODA以外の資金や活動の役割が増大するなど、ODAを取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下、ODAのみならず、様々な力を結集して開発課題に適切に対処するため、政府は本年二月十日、ODA大綱を改め、開発協力大綱を新たに閣議決定した。

政府は、我が国ODA六十年の歴史から得た経験と知見及び教訓を真摯に受け止め、これまでに築き上げられてきた評価と信頼を更に高めていく中で、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献していくとの開発協力大綱に定められた目的を達成していくため、特に次に掲げる事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、日本国憲法前文にある「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」との基本精神の下、一人ひとりの幸福と尊厳ある生存を確保しようとする「人間の安全保障」の理念は、我が国が国際社会に広く訴えていくべき価値観である。多様化する開発協力の実施に当たっては、「人間の安全保障」が全ての開発協力の根本にある指導理念であることに留意しつつ、特に、子供や女性、少数民族など脆弱な立場に置かれやすい人々の保護と能力強化に焦点を当てるほか、それらの人々のニーズを反映していくため、開発への参加促進を支援する取組を強化するとともに、基本的人権の保障がなされるように適切に対応すべきである。

二、ODAの実施に当たっては、開発の最も基本的な課題である絶対的貧困の撲滅、教育、保健・衛生など、ミレニアム開発目標（MDGs）に掲げられた分野に対する支援を引き続き重視していくべきである。あわせて、途上国が自立的発展を達成する上で、経済成長が鍵となることから、MDGsへの支援と相補う車の両輪として、インフラ整備など我が国の強みをいかした経済成長支援を行っていくべきである。なお、経済成長のための支援を実施するに際しては、格差の拡大、社会的不安定化、環境破壊などをもたらすことがないように、「人間の安全保障」の理念を踏まえた、包摂性、持続可能性、強靱性を備えた「質の高い成長」を実現するため、相手国の発展段階や地域事情等に応じた丁寧な案件形成を行うべきである。

有識者懇談会」（座長：薬師寺泰蔵慶應義塾大学名誉教授）を設置した。同懇談会は、同年6月26日、岸田外務大臣に対して報告書を提出した。

<sup>10</sup> 例えば、『朝日新聞』社説（平26.6.29）、『毎日新聞』社説（平26.7.12）など。

三、二〇一五年以降の国際開発目標をめぐることは、持続可能な開発に向けて、防災の主流化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現、気候変動への対応など、我が国の知見や経験を効果的に活用しうる分野についての理解が広がるように、議論を主導するための取組を強化すべきである。同時に、民間企業も含め、多様な主体と連携しつつ、それらの分野における協力を推進するとともに、技術の活用や制度の運用などについて、相手国に適切に伝達できる人材の育成・確保についても取組を強化すべきである。

四、開発課題の多様化、複雑化、広範化に伴い、ODAをその中核とする開発協力の役割が拡大する中で、政府は、閣議決定した「国家安全保障戦略」や「日本再興戦略」において、ODAを戦略的に活用することを打ち出している。そのような方針に対し、我が国ODAと国益との関係の在り方や国際社会における受け止め方など、様々な観点から懸念が示されていることに応じていくため、開発協力大綱の下で行われる我が国ODAの目的について、国内外において一層丁寧な説明を行い、正確な理解が促進されるよう、在外公館等の活動も含め、取組を強化すべきである。

五、非軍事目的の開発協力は、平和国家である我が国の国際貢献の在り方を体現するものとして、国際社会において高く評価されている我が国のブランドであり、軍事的用途及び国際紛争助長への使用回避原則はその要となるものである。開発協力の実施に当たっては、軍事目的への転用が決して行われることのないよう、また、我が国の中立性や信頼が損なわれたり、疑念を持たれたりすることがないよう、同原則の運用に際して、相手国との慎重な事前協議のほか、モニタリングや情報公開の徹底を図るなど、確実な措置を講ずるべきである。

六、膨大な開発需要に適切に対処していくためには、ODAを始めとする公的な資金・活動に加え、多様な主体といたって連携していくことが重要な課題となっている。そのような中で、民間企業とODAとの連携に当たっては、民間企業の活動の本質が営利活動であることを踏まえつつ、持続可能性、良質な雇用の創出、途上国の自立的発展への貢献などの観点から、真に開発に資する案件を支援するため、国際協力機構（JICA）の審査体制を充実するとともに、支援がどのような効果を生んだのかについて、十分な情報公開がなされるよう一層努めていくべきである。

七、NGO／市民社会組織（CSO）は、開発協力の一翼を担う主要な主体の一つである。その草の根レベルでのきめ細かな活動は、一人ひとりに焦点を当てる「人間の安全保障」を実現する意味でも、特筆すべき存在であり、また、開発に関する政策を国際社会において主流化する上でも、NGO等の持つネットワークやノウハウは大きな力となる。我が国の開発協力においてこれらの強みをいかしていくため、日本NGO連携無償資金協力やNGO・外務省定期協議会など、既存の連携スキームを資金と政策形成の両面において更に充実・強化していくべきである。また、本年発足五十周年を迎える青年海外協力隊事業を始めとするJICAボランティア事業の積極的活用を含め、開発協力の担い手の裾野を拡大すべきである。

八、開発協力大綱の決定により、開発協力の地平が広がる一方、厳しい財政状況の中、明年のG7伊勢志摩サミットの開催も見据え、対国民総所得（GNI）比でODAの支出額を〇・七%とするとの国際公約を念頭に置き、その早期達成に向けて、新たな資金調達メカニズムの開発を含め、実施・財政基盤の強化を図るべきである。そのためには、ODAについて、相手国への裨益効果はもとより、我が国外交や国民の利益に対する貢献も含め、より精緻なPDCAサイクルを実施すべきである。その上で、外務省所管以外の事業も含め、分かりやすい情報公開を行い、国民への説明責任を果たすための取組を強化すべきである。また、「選択と集中」を進めることにより、効率的、効果的なODAを実施し、その戦略性と実効性を高めていくべきである。

右決議する。

### 3. 決議項目に関連する新大綱の内容及び特別委員会での論議

決議は、まず前文において、我が国ODAの歴史や特色を確認した上で、新大綱に定められた目的を達成していくために、適切な措置を講ずるべき事項として八つの項目を列記している。その上で、八つの項目で明記された措置を実施するに当たっては、「我が国ODA60年の歴史から得た経験と知見及び教訓を真摯に受け止め、これまで築き上げられてきた評価と信頼を更に高めていく」ことを求めている。

以下、決議が取り上げた八つの項目について、対応する新旧大綱それぞれの記述に触れつつ、新大綱の特色を確認した上で、決議につながる委員会論議を紹介することとする。なお、決議の各項目に表題は付されていないが、一覧性に資する観点から、適宜、仮の表題を付した上で説明を進めていきたい。

#### (1) 開発協力の指導理念としての「人間の安全保障」の実現（項目一）

「人間の安全保障」の概念は、国連開発計画（UNDP）が1994年版「人間開発報告」で取り上げたことを一つの契機とし、国際社会の関心を集めるようになった。我が国はこの概念を高く評価し、これまでその普及と実現に向けた取組を進めてきている。平成15（2003）年8月に閣議決定された旧大綱には、基本方針の一つとして、「人間に対する直接的な脅威へ対処するためには」、「個々の人間に着目した「人間の安全保障」の視点で考えることが重要である」<sup>11</sup>と明記され、この概念が取り入れられた。その上で、新大綱は、「人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である」と位置付け、さらに、「相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する」ことを打ち出している<sup>12</sup>。

特別委員会においては、委員から、日本国憲法前文に全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有するという理念が述べられていることを踏まえ、我が国は憲法前文と人間の安全保障との関係や、人間の安全保障の推進を基盤として外交を展開してきた平和国家であることを国内外に訴えるべきであり、ポストMDGsをめぐる国際的議論や平成28（2016）年に我が国で開催されるサミットは人間の安全保障を国際的に打ち出すチャンスである旨の意見<sup>13</sup>などが述べられた。また、参考人からは、そのような内容の憲法前文を持つ日本は、人間の安全保障という概念を推し進めるのに最も適した国ではないかとの旨の意見<sup>14</sup>、人間の安全保障はそれなりに国際的に広範な支持が得られており、日本の成功した価値観外交である旨の意見<sup>15</sup>、エイズ対策で主流となるべきセックスマイナーや性的少数者が差別を受け、少数民族等の声もその国の開発の文脈ではマイナーとなり、排除されることが多いため、日本は人間の安全保障で全ての個人に焦点を当ててことを強調し続けてほしい旨の意見<sup>16</sup>などが述べられた。なお、委員から人間の安

<sup>11</sup> 旧大綱Ⅰ．2．(2)「「人間の安全保障」の視点」

<sup>12</sup> 新大綱Ⅰ(2)イ「人間の安全保障の推進」

<sup>13</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号5頁（平27.3.4）

<sup>14</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号6頁（平27.3.4）

<sup>15</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号15頁（平27.5.27）

<sup>16</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号14頁（平27.5.27）

全保障の理念に基づく開発協力を具体化する取組を問われたのに対し、外務省は、人間一人一人、特に子供や女性などの脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて人間の安全保障の実現に向けた協力を行っていく、具体的には、防災、災害対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ<sup>17</sup>の推進、環境問題、気候変動対策等にODAを積極的、戦略的に活用していく旨の答弁<sup>18</sup>を行っている。

## （２）貧困削減支援と経済成長支援との関係（項目二）

国際社会における開発協力の歴史は、貧困削減支援と経済成長支援との間を揺れ動いてきた。国連ミレニアム開発目標（MDGs）<sup>19</sup>の決定は貧困削減支援の一つの集大成であったが、同時期には、官民連携等による経済成長支援への関心も高まりつつあった。そのような時期に決定された旧大綱では、「貧困削減」「持続的成長」「地球的規模の問題への取組」「平和の構築」の四つが重点課題として挙げられていた。しかし、これらは並列的に示され、課題間相互の関連性が明瞭ではなかったこともあり、貧困削減と経済成長との関係をめぐって、どちらの支援を重視するべきかという議論がしばしば提起されてきた。これに対し、新大綱では、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」という形で両者を統合し、「絶対的貧困の撲滅は、もともと基本的な開発課題である」とした上で、「貧困問題を持続可能な形で解決するためには」、「経済成長の実現が不可欠である」との考え方を大綱上で明確にした。また、その際、誰一人取り残されない「包摂性」、世代を超えた「持続可能性」、ショックへの耐性や回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」という概念を打ち出した<sup>20</sup>。

特別委員会においては、委員から、GDPの成長率が高い途上国は多いが、貧困撲滅は実現しておらず、経済成長が自動的に貧困撲滅につながるわけではないので、貧困撲滅のためにしっかりと直接ODA支援を充てていかなければならない旨の意見<sup>21</sup>、新大綱は国益重視、経済成長重視と見られるため、JICA（独立行政法人国際協力機構）の環境社会配慮ガイドラインが邪魔になり、無視されることが懸念される中、むしろこれを強化、発展させる必要がある旨の意見<sup>22</sup>、国連ミレニアム宣言の観点に基づく支援が日本のODAの基本である、テロ、内戦、民族紛争などの原因を突き詰めれば、貧困、飢餓、怨恨であり、ODA予算をそこに支出していかなければ国民の理解は得られない旨の意見<sup>23</sup>などが述べられた。また、参考人からは、単なる成長戦略ではなく、本当に誰一人取り残されないということを新大綱が意識的に書いている点は重要である旨の意見<sup>24</sup>、格差など開発

<sup>17</sup> 全ての人が基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられることをいう。

<sup>18</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号21頁（平27.4.6）

<sup>19</sup> 2000年に採択された国連ミレニアム宣言などをもとに策定された2015年までに国際社会が開発分野において達成すべき共通目標。「極度の貧困と飢餓の撲滅」、「初等教育の完全普及の達成」など8つのゴールの下に、具体的な21のターゲット、60の指標が設定されている。

<sup>20</sup> 新大綱Ⅱ（1）ア「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」

<sup>21</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号17頁（平27.4.6）

<sup>22</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号20頁（平27.4.6）

<sup>23</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号26頁（平27.4.6）

<sup>24</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号3頁（平27.3.4）

の負の側面に対しては、人間の安全保障の視点を常に持つことが是正につながるため大事ではないかとの旨の意見<sup>25</sup>などが述べられた。なお、委員から新大綱が国益色の濃いものへ変質した旨を問われたのに対し、岸田外務大臣は、新大綱でも貧困削減は最も基本的な開発課題である、我が国は重点課題の一つに格差の拡大や持続可能性などの問題をもたらさない質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅を掲げており、こうした支援を通じて開発途上国の自助努力を後押しし、自立的な発展に向けた開発協力を今後も堅持していく旨の答弁<sup>26</sup>を行っている。

### (3) ポストMDGsに向けた取組（項目三）

21世紀の国際社会では、各国が開発協力に関する政策決定を行う際、MDGsが一つの指針として一定の役割を果たしてきた。旧大綱は、そのようなMDGsが設定されて間もない平成15（2003）年に決定されたものであり、そこでは、国際社会における開発目標や開発戦略の共有化が進んでいることに触れた上で、「我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める」<sup>27</sup>ことが明記された。一方、MDGsの目標達成期限である平成27（2015）年に決定された新大綱では、ポストMDGsといった「国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組」<sup>28</sup>を行う意思を示している。さらに、「これまでの我が国の国際協力において得られた経験や知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう」、「国際的枠組みにおける議論に積極的に参加・貢献していく」<sup>29</sup>ことを打ち出している。

特別委員会においては、委員から、ポストMDGsに人間の安全保障の概念や防災が入るように取り組んでほしい、防災では、先進的な技術と同時に、地域コミュニティを維持し、再生するノウハウを含めて提供してほしい旨の意見<sup>30</sup>、日本の強みをいかした協力として、また、人間の安全保障を実現する上でも、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現を支援する取組が重要である旨の意見<sup>31</sup>などが述べられた。また、参考人からは、持続可能な開発目標（SDGs）としてのポストMDGsにおいて、我が国には、省エネルギー、リサイクル技術の開発、新しい医療保健技術の開発など、技術革新による持続可能な世界の実現への貢献のほか、課題先進国として、直面した課題に対する政策的な新しいアプローチをグローバルに作り、伝えていくという点で可能性がある旨の意見<sup>32</sup>、SDGsに対する我が国の貢献として、UHCの実現を支援することは、公平な行政システムを途上国に作っていく観点からも非常に重要である、一方で、我が国には、財政などに関して、自らの経験を伝える上で、必ずしも専門性のある人が多くないため、その人材

<sup>25</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号9頁（平27.3.4）

<sup>26</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号16頁（平27.4.6）

<sup>27</sup> 旧大綱Ⅰ. 2.（5）「国際社会における協調と連携」

<sup>28</sup> 新大綱Ⅱ（1）ウ「地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」

<sup>29</sup> 新大綱Ⅲ（1）ア（ウ）「国際的な議論への積極的貢献」

<sup>30</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号5頁（平27.4.6）

<sup>31</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号4、5頁（平27.3.4）

<sup>32</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号2頁（平27.5.27）

育成も重要である旨の意見<sup>33</sup>、SDGsはある種マイナーな国であるコロンビアが打ち出し、国際的なパートナーを集めて主流化しており、外務省等はグローバルに通用する政策として何を打ち出すのかについてより頭を使う必要がある旨の意見<sup>34</sup>などが述べられた。なお、委員から防災をポストMDGsに加えるための取組を問われたのに対し、岸田外務大臣は、災害は脆弱な個人を直撃し、開発の成果を水泡に帰させかねないため、我が国は防災の主流化を訴え続けてきており、ポストMDGsに防災が明確に位置付けられるように努力していきたい旨の答弁<sup>35</sup>を行っている。

#### （４）開発協力と国益との関係（項目四）

新大綱に先立ち閣議決定された「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日）及び「日本再興戦略」（平成25年6月14日）では、ODAの積極的・戦略的活用が明記され、新大綱の策定にも影響を与えた<sup>36</sup>。ODAと国益との関係については、旧大綱の策定段階においても活発な議論が行われ、ODAの目的を定める部分において、「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」<sup>37</sup>と記述された。一方、新大綱では、「国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する」<sup>38</sup>と記述され、従来の大綱では見られなかった「国益」という文言が使用された。なお、ここで国益の例示として挙げられている事項は、「国家安全保障戦略」における国益の定義<sup>39</sup>から引用されている。

特別委員会においては、委員から、新大綱では国益丸出しの、自国の利益重視、経済成長重視が色濃く出ており、大きく変質したのではないかとの旨の意見<sup>40</sup>、日本の軍事政策を大きく転換したい、日本企業にもっと稼がせたいという内政問題にODAを位置付けることによって、海外は大きな違和感、不信感を持つのではないかとの旨の意見<sup>41</sup>、ODAは外交の一環であり、結果として日本の安全保障に資することを考えるのは当然だが、そのために改定したと外向けにアピールすることは外交全般から見て得策でない旨の意見<sup>42</sup>などが述べられた。一方、ODAが国民の利益にどうつながるのか、それが国益、国民の利益になることをしっかり国民に説明する必要がある旨の意見<sup>43</sup>、経済状況が厳しい中、

<sup>33</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号5頁（平27.5.27）

<sup>34</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号15頁（平27.5.27）

<sup>35</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号5頁（平27.4.6）

<sup>36</sup> 外務省国際協力局「政府開発援助（ODA）大綱の見直しについて」（平成26年3月）は、見直しの背景の最初の項目として、両戦略を取り上げていた。（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033385.pdf>）（平27.8.19 最終アクセス）

<sup>37</sup> 旧大綱Ⅰ. 1. 「目的」

<sup>38</sup> 新大綱Ⅰ（1）「開発協力の目的」

<sup>39</sup> 「国家安全保障戦略」Ⅱ2「我が国の国益と国家安全保障の目標」

<sup>40</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号16頁（平27.4.6）

<sup>41</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号11頁（平27.4.6）

<sup>42</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号8頁（平27.4.6）

<sup>43</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号20頁（平27.4.6）



多額のODAを行う目的の一つは国益の確保に資することであり、積極的平和主義の観点から、ODAをより戦略的に活用することを期待したい旨の意見<sup>44</sup>なども述べられた。また、参考人からは、日本の経済発展のため、平和のための保険という趣旨での支援もある程度は必要だと思うが、それが主になるのは大きな問題である、地元の人々に寄り添ったきめの細かい対等な視点から行う支援が、広い意味での国益、日本の安全保障に資すると信じる旨の意見<sup>45</sup>、「国家安全保障戦略」などが前面に出過ぎているとの指摘はそのとおりであり、それを薄めないと本当の国益は実現できない旨の意見<sup>46</sup>などが述べられた。なお、委員から外務省資料が新大綱策定の背景として「国家安全保障戦略」と「日本再興戦略」を挙げている意図を問われたのに対し、岸田外務大臣は、「国家安全保障戦略」では我が国が優先すべきアプローチとして外交を掲げており、外交を通じ、開発問題や地球規模課題、人間の安全保障に向けてODAの積極的、戦略的活用を図る内容となっている、「日本再興戦略」では、民間主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を推進し、ウイン・ウインの関係を築くことを意図したものと認識しており、そのような内容について正しく理解されるように説明努力を続けたい旨の答弁<sup>47</sup>を行っている。

#### (5) 非軍事的な開発協力の在り方（項目五）

平和国家である我が国にとって、ODAを中核とする開発協力は主要な外交手段の一つと考えられている。同時に、ODAそのものの在り方についても、平和国家としての理念が強く反映されている。旧大綱は、4項目から成る「援助実施の原則」の中で、(2)「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」こと、及び(3)「途上国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイル開発・製造、武器の輸出入などの動向に十分注意を払う」ことを定めていた<sup>48</sup>。この「実施原則」は、平成3（1991）年4月に表明された「ODA4指針」<sup>49</sup>を引き継ぎ、内容を拡充する形で、平成4（1992）年6月に閣議決定された最初のODA大綱の中で明文化されたものであり、旧大綱でもほぼ同文で踏襲されてきた。このような中、新大綱は、基本方針の最初の項目として「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」<sup>50</sup>を掲げ、理念をより明確化した。また、従来「実施原則」については、(3)がほぼ同文で踏襲される一方で、(2)に相当する部分には、「民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力で相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する」<sup>51</sup>との一文が追加された。

特別委員会においては、委員から、災害援助など非軍事目的での軍の役割は重要である

<sup>44</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号25頁（平27.4.6）

<sup>45</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号8頁（平27.3.4）

<sup>46</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号12頁（平27.3.4）

<sup>47</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号12頁（平27.4.6）

<sup>48</sup> 旧大綱Ⅱ、「援助実施の原則」(2)及び(3)

<sup>49</sup> ODAの実施に当たって、途上国の①軍事支出、②大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、③武器の輸出入等の動向、及び④民主化の促進、市場指向型経済導入の努力並びに基本的人権の保障状況の4点に十分注意を払うことを内容とする。旧大綱の「Ⅱ. 援助実施の原則」のうち、(3)及び(4)に踏襲されている。

<sup>50</sup> 新大綱Ⅰ(2)ア「非軍事的協力による平和と繁栄への貢献」

<sup>51</sup> 新大綱Ⅲ(1)イ(イ)「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」

が、協力に当たって軍事転用されない点での透明性確保が大切であり、開始時だけでなく継続的に透明化を図っていく必要がある旨の意見<sup>52</sup>、非軍事目的での他国軍等への支援により、ODAまで軍に加担するという誤解が浸透する危険がある、説明が行き届かないと邦人が危険になり、日本のODAや国柄が誤解され、当面の国益より百年の国害を与えかねない旨の意見<sup>53</sup>、軍事的用途等への使用回避原則に照らして検討する案件について、国民がきちんとフォローできる透明性を確保してほしい旨の意見<sup>54</sup>、軍事転用がないかの追跡調査について、一旦相手国に渡したものの使用を他国が点検などしようがない、どのようにチェックするのかの旨の意見<sup>55</sup>などが述べられた。また、参考人からは、軍への支援に関して、自然災害と紛争地を分ける考え方もあるが、紛争地で大地震が起こることもあり、実際の運用は難しく、ケース・バイ・ケースで国民に情報開示しながら進めていくしかない旨の意見<sup>56</sup>、警察に対する支援が国際紛争助長につながるような形になったこともあり、紛争後復興支援などでは綿密な研究等をしないと紛争助長勢力を支援しかねず、その国での我が国の評価を落とすことになる旨の意見<sup>57</sup>、軍を支援することは、結局、その国の特定勢力にある程度加担することになるため、NGOであっても現地の人たちから中立性を疑われ、活動しにくくなる、日本の援助の強みである中立性、非軍事の旗は下ろさないでほしい旨の意見<sup>58</sup>などが述べられた。なお、委員から開発協力が軍事転用されないことのチェックや情報公開について問われたのに対し、岸田外務大臣は、実施判断の際に、必要に応じて相手国と文書で軍事目的に使用しないことを確認し、実施後も在外公館を通じたモニタリングや事後評価などによりフォローしていく旨の答弁<sup>59</sup>、透明化の努力を重ね合わせることで国民から疑念を持たれないようにしっかり努力していきたい、より透明性を高める工夫は続けていきたい旨の答弁<sup>60</sup>を行っている。

#### (6) 民間企業とODAとの連携（項目六）

多様な主体、特に民間企業とODAとの連携推進は、従来からも課題として挙げられていた。アジア諸国では、我が国のODA、投資、貿易が好循環をもたらし、経済発展に貢献したと言われており、このアジアでの経験が我が国開発協力の成功モデルの一つと考えられていることから官民連携の推進が期待されている。そこで、旧大綱においても、「国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、NGO、民間企業などとの連携を進める」<sup>61</sup>ことが明記されるとともに、「ODAの実施に当たっては我が国の民間企業の持つ技術や知見を適切に活用していく」<sup>62</sup>ことが述べられていた。一方、従来の官民連携については、「実

<sup>52</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号6頁（平27.3.4）

<sup>53</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号14頁（平27.3.4）

<sup>54</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号18頁（平27.4.6）

<sup>55</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号27頁（平27.4.6）

<sup>56</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号6頁（平27.3.4）

<sup>57</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号11頁（平27.5.27）

<sup>58</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号13頁（平27.5.27）

<sup>59</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号27頁（平27.4.6）

<sup>60</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号19頁（平27.4.6）

<sup>61</sup> 旧大綱Ⅰ. 2. (5)「国際社会における協調と連携」

<sup>62</sup> 旧大綱Ⅲ. 1. (6)「内外の援助関係者との連携」

態の伴わない美辞麗句的な扱いだった」との指摘<sup>63</sup>も見られた。そのような中、途上国への資金流入のうち、民間資金がODAの約2.5倍にも達しているという今日の実情を踏まえ<sup>64</sup>、存在感を増した民間資金を途上国の開発にどのように結び付けていくかの議論が国際的にも行われている。そこで、新大綱では、「民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れる」<sup>65</sup>ことが打ち出されるとともに、「民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力」とした上で、「開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たす」<sup>66</sup>との考え方が示された。同時に、「開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう」留意する<sup>67</sup>ことも明記された。

特別委員会においては、委員から、民間資金による開発は、格差の拡大など負の側面を広げないか、富が公平に分配されているかを検証する必要がある旨の意見<sup>68</sup>、企業は利益が出なくなったら逃げる、それで本当に途上国の持続的、長期的な貧困撲滅、自立支援ができるのかとの旨の意見<sup>69</sup>、日本が相手国で自国の経済活動を展開するための支援にODAを使うことはODAの基本理念に反するのではないかと旨の意見<sup>70</sup>などが述べられた。一方、ODAを使った中小企業展開支援は非常にいい予算であり、補正ではなく本予算でしっかり手当てすべき、海外展開支援はJICA以外にも複数の機関が行っており、複雑で分かりにくい旨の意見<sup>71</sup>なども述べられた。また、参考人からは、ODAと連携したことで良いコンサルタント会社に出会うことができた、コンサルタント一つで随分違う旨の意見<sup>72</sup>、国が中心となりODAを出しているが、それだけで途上国支援は成功しない、民間が民間の立場でできる旨の意見<sup>73</sup>などが述べられた。なお、委員から民間企業との連携にODAを活用する妥当性について問われたのに対し、岸田外務大臣は、公的資金も重要だが、それを上回る民間資金が開発途上国に流入し、全体として成長、発展を支えていく現実がある中で、日本のODAが民間資金や様々な関係者の努力をつなぎ合わせる触媒として役割を果たしていくとの認識の下で新大綱を作った旨の答弁<sup>74</sup>、開発協力の主たる目的は絶対的貧困の撲滅等の途上国の開発課題の解決や、途上国の持続的成長の達成等の経済社会開発である、民間との連携強化はこの目的のためのもので、その目的に向けて民間の在りよう、対応を考えていく姿勢が重要である旨の答弁<sup>75</sup>を行っている。

<sup>63</sup> 荒木光弥『途上国援助 歴史の証言 2000年代』（国際開発ジャーナル社、2012年）74頁

<sup>64</sup> 『2014年版政府開発援助（ODA）白書 日本の国際協力』（外務省、2015年）21頁

<sup>65</sup> 新大綱Ⅲ（1）ア（イ）「日本の持つ強みを活かした協力」

<sup>66</sup> 新大綱Ⅲ（2）イ（ア）「官民連携、自治体連携」

<sup>67</sup> 同上

<sup>68</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第2号9頁（平27.3.4）

<sup>69</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号17頁（平27.4.6）

<sup>70</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号22頁（平27.4.6）

<sup>71</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号9、10頁（平27.4.6）

<sup>72</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号7頁（平27.5.27）

<sup>73</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号12頁（平27.5.27）

<sup>74</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号17頁（平27.4.6）

<sup>75</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号23頁（平27.4.6）

### (7) 市民社会とODAとの連携（項目七）

開発協力においてODAは中核的な役割を果たしている。しかし、そのODAの実施を含め、現場における協力は、国のほか、前項で述べた民間企業に加えて、専門家、NGOなど多様な主体により支えられている。開発途上国の実情に合ったきめ細かな協力を行うっていくためには、これら多様な主体の持つ強み、経験やノウハウなどを活用することが求められる。この点に関し、旧大綱は、「国内のNGO、大学、地方公共団体、労働団体などの関係者がODAに参加し、その技術や知見をいかすことができるよう連携を強化する」<sup>76</sup>と規定するほか、国民参加の拡大のために必要な措置<sup>77</sup>を定めていた。一方、新大綱では、名称も「開発協力大綱」と改められ、従来以上に、様々な主体の力を結集し、開発協力を進めていく姿勢を打ち出しており、連携に関する記述が充実された。市民社会との連携に関しても独立した項目を設けており、ここでは、国内外のNGO／市民社会組織（CSO）等との連携は、「協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である」との認識を示した上で、「開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO／CSOとの連携を戦略的に強化する」とし、そのために、NGO等の「優れた開発協力事業や能力向上を支援する」ことが明記された<sup>78</sup>。また、国民参加に関して、JICAボランティアの積極的活用や開発協力参加者の知見の社会還元のプロモーションといった取組も示されている<sup>79</sup>。

特別委員会においては、委員から、SDGsでは市民が中心となった開発支援が一つの位置付けを成すのではないかとこの旨の意見<sup>80</sup>、ODAの中で市民協力をしっかり確保し、日本の得意分野として発展させていかなければならない、NGO等の問題意識やニーズが十分に反映されるメカニズムが必要である旨の意見<sup>81</sup>、青年海外協力隊等がいるおかげで人と技術で日本が評価されている、日本人の海外留学が減っている中で、協力隊で途上国で学ぶ時代といったキャンペーンを行ってはどうかとの旨の意見<sup>82</sup>などが述べられた。また、参考人からは、国際社会で政策を実現する上でも市民社会の力は重要であり、この活用に関して欧米は非常にたけているので、日本も市民社会のパワーを使ってほしい旨の意見<sup>83</sup>、日本のNGO向け支援スキームは改善されてきているが、制度的に制限が多く、諸外国と比べ有利ではない旨の意見<sup>84</sup>、日本の援助はグローバルな意味で市民社会やNGOに関して言えば必ずしも顔が見えず、国際会議などで外務省が市民社会と連携を取る姿勢はかなり弱い旨の意見<sup>85</sup>などが述べられた。なお、委員から青年海外協力隊への参加者を

<sup>76</sup> 旧大綱Ⅲ. 1. (6)「内外の援助関係者との連携」

<sup>77</sup> 旧大綱Ⅲ. 2.「国民参加の拡大」

<sup>78</sup> 新大綱Ⅲ(2)イ(オ)「市民社会との連携」

<sup>79</sup> 同上。なお、JICAボランティア事業は、ODAの一環として、JICAが、開発途上国又は日系人社会からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、それらを現地の人々のために活かしたいと望む者を募集、選考し、一定の訓練の後、派遣する事業で、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの4種類がある。

<sup>80</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号6頁（平27.5.27）

<sup>81</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号8頁（平27.5.27）

<sup>82</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第3号24頁（平27.4.6）

<sup>83</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号7頁（平27.5.27）

<sup>84</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号8、9頁（平27.5.27）

<sup>85</sup> 第189回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第4号15頁（平27.5.27）

増やすためのキャンペーンの必要性について問われたのに対し、岸田外務大臣は、JICA ボランティア事業では、平成 24（2012）年度に途上国の国づくりへの貢献と我が国企業の人材育成の双方に資する取組として民間連携ボランティア制度を創設し、事業の裾野拡大に努めている旨の答弁<sup>86</sup>を行っている。

#### （8）開発協力の実施基盤強化に向けた取組（項目八）

厳しい経済、財政事情の中で、我が国のODA予算は、一般会計当初ベースで見ると、平成 9（1997）年度をピークに減少傾向へ転じ、平成 11（1999）年度以降は 16 年連続で削減され、ピーク時からほぼ半減となっている。一方、時代の変化に対応するため、ODAには平和構築を始め、新たな役割も期待されるようになっており、国民の理解を得ながら、いかに必要額を確保していくかが課題となっている。そのような中、旧大綱は、関係機関の連携強化などにより、ODAを効率的・効果的に実施するとして、評価の充実、情報公開と積極的な広報などについて記述していた<sup>87</sup>。新大綱は同様の内容を引き継ぐとともに、政策立案、実施、評価に当たっては、外交政策との関連や戦略性を重視する姿勢を打ち出している<sup>88</sup>。また、新大綱は、開発協力の実施基盤を強化するため、「対国民総所得（GNI）比でODAの量を 0.7%とする国際的目標<sup>89</sup>を念頭に置く」<sup>90</sup>と明記し、歴代大綱の中で初めて具体的な数字を挙げて量的な指針を示した。

特別委員会においては、委員から、個々の開発協力事業がどのように国益に貢献したのかについて、しっかりPDCAサイクルを回して、確認していく必要がある旨の意見<sup>91</sup>、外務省以外のODA関係省庁について、ODA「見える化」の取組が遅れているとの指摘を踏まえ、積極的かつ分かりやすく情報開示を行うように外務省からも後押しをすべき旨の意見<sup>92</sup>、他国はODAについて相当「選択と集中」をやっており、我が国ODAももう少し国の顔として戦略的なものを持たないのかとの旨の意見<sup>93</sup>などが述べられた。また、参考人からは、実施基盤の強化に関して、対GNI比 0.7%目標を念頭に置きつつという書きぶりは極めて弱い、今日の国際情勢をめぐる認識や新大綱でうたっているODAの理念と現実の実施体制との落差は余りにも不均衡な状況にある旨の意見<sup>94</sup>、日本は平和国家であると口で言うだけでは信用されず、新大綱にあるような国際協力を地道に行動で示していくしかない、開発協力予算がもう少し増えていくことがそこに直結する旨の意見<sup>95</sup>、国際連帯税を始めとするイノベーティブな公共資金創出のメカニズムを日本が主導してい

<sup>86</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 3 号 24 頁（平 27. 4. 6）

<sup>87</sup> 旧大綱Ⅲ. 1.（1）「一貫性のある援助政策の立案」、同Ⅲ. 2.（4）「情報公開と広報」、同Ⅲ. 3.（1）「評価の充実」など。

<sup>88</sup> 新大綱Ⅲ（1）ア（ア）「戦略性の強化」

<sup>89</sup> 昭和 45（1970）年の国連総会において、先進国は国民総生産（GNP）の 0.7%をODAに拠出すべき旨の努力目標が採択された。現在はGNPをGNIと読み替えて用いられている。

<sup>90</sup> 新大綱Ⅲ（2）ウ「実施基盤の強化」

<sup>91</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 3 号 20、21 頁（平 27. 4. 6）

<sup>92</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 3 号 7 頁（平 27. 4. 6）

<sup>93</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 3 号 25 頁（平 27. 4. 6）

<sup>94</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 2 号 3 頁（平 27. 3. 4）

<sup>95</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 2 号 6 頁（平 27. 3. 4）

くことが重要ではないかとの旨の意見<sup>96</sup>などが述べられた。なお、委員からODAの戦略性強化の必要性や国益への貢献の評価方法について問われたのに対し、岸田外務大臣は、ODAの地域別配分はアジア 63.9%、中東・北アフリカ 11.5%、サブサハラ・アフリカ 14.8%となっており、それなりに戦略的、効果的なODAの活用を考えた結果と思われるが、今後も国際状況の変化に応じて戦略的、効果的な活用に努めたい旨の答弁<sup>97</sup>、国益への貢献に関する評価基準について、国際社会の平和と安定に貢献することによって、結果として我が国の平和や安定、国益にも資するという考え方が実現されているかどうかであるが、数値的に何かチェックするというものではない旨の答弁<sup>98</sup>を行っている。

#### 4. おわりに

平成 27 (2015) 年 8 月 2 日、これまでポストMDGsとして長らく議論されてきた国連の新たな開発目標について、政府間交渉においてドラフトが合意された。新たな開発目標は、同年 9 月に開催予定の国連創設 70 周年のサミットで採択される見込みである。この新たな開発目標の達成に向け、我が国が新大綱の下、開発協力の根本にある指導理念である「人間の安全保障」をより確かなものとしていくための協力を推進しつつ、新大綱に掲げられた開発協力の目的を実現していくためにも、本稿で紹介した特別委員会の決議の趣旨が尊重されていくことを期待したい。

(わきた ゆういち)

---

<sup>96</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 4 号 10 頁 (平 27.5.27)

<sup>97</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 3 号 25 頁 (平 27.4.6)

<sup>98</sup> 第 189 回国会参議院政府開発援助等に関する特別委員会会議録第 3 号 25 頁 (平 27.4.6)